

IFRS industry insights: 銀行および証券セクター 銀行は、新しい予想損失減損モデルの採用が要求され、 金融資産の分類が変更される

要点

- IFRS 第 9 号は、負債性金融商品について、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する (FVTOCI) 新しい分類区分を有する。
- 予想損失減損モデルは IFRS 第 9 号に追加され、IAS 第 39 号と比較して貸倒引当金の測定のために異なる情報およびデータの使用が要求される。
- IAS 第 39 号を適用する場合よりも、減損損失が早く認識される。
- 多くの場合、貸付資産の当初認識時に、初日 (day-one) の引当金を認識する。

何が起こったか

国際会計基準審議会 (IASB) は、金融資産についての分類および測定モデルへの修正、ならびに新しい予想損失減損モデルを組み込む、IFRS 第 9 号「金融商品」の最終版を公表した。IFRS 第 9 号は、IAS 第 39 号「金融商品: 認識および測定」を置き換えるものであり、2018 年 1 月 1 日以後開始する報告期間に適用され、早期適用は認められる (現地でのエンドースメントの要求を条件として)。

IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトは、段階的に実施された。IASB は、最初に金融資産の新しい分類および測定モデルに関する IFRS 第 9 号を 2009 年に公表し、続いて金融負債および認識の中止についての要求事項を 2010 年に追加した。その後、新しい一般ヘッジ会計の要求事項を追加するため、IFRS 第 9 号は、2013 年に修正された。2014 年 7 月に公表された IFRS 第 9 号の最終版は、これら従前のすべての版に取って代わる。ただし、これら従前の版は、一定期間は早期適用が可能である¹。

銀行および証券セクターへの適用

金融商品会計の変更は、銀行および他の金融機関に大きな影響を与える可能性が高い。以下では、分類および測定モデルの修正、および新しい予想損失減損モデルから生じる主要な影響のうちいくつかに関するハイレベルな議論を記述している。会計の要求事項に関する詳細なガイダンスおよび更なるリソースも示している。

金融資産についての分類および測定モデルへの修正

新しい FVTOCI 分類は、契約上のキャッシュ・フローの特性テストにパスしており、契約上のキャッシュ・フローの回収のための保有と売却の両方により目的が達成される事業モデルの中で保有されている資産に適用される強制的な分類である。純損益を通じて公正価値での測定 (FVTPL) が会計上のミスマッチを除去または低減する場合、FVTOCI の代わりに公正価値オプションを当初認識時に利用できる。

¹企業の該当する適用開始日が 2015 年 2 月 1 日より前である場合、IFRS 第 9 号の従前の版を早期に適用できる。

金融資産が、元本の返済および元本残高に対する利息のみである場合に、契約上のキャッシュ・フローの特性テストはパスとなる。金融資産がこのテストをパスすれば、契約上のキャッシュ・フローを回収する事業モデルで保有されている場合には償却原価で、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的である事業モデルである場合には FVTOCI で測定される。もし、いずれの事業モデルも適用されないか、公正価値オプションを行使する場合には、資産は FVTPL で測定される。

銀行における純損益のボラティリティが低減

IFRS 第 9 号の従来の要求事項と比較して、償却原価測定の実業モデルのテストにパスしないため FVTPL で測定されていた資産が、FVTOCI 区分の導入により、FVTOCI で測定され得る結果となる。これは、銀行にとって、そうでなければ生じたであろう結果よりも、純損益のボラティリティを低減させる結果となり得る。例えば、投資の流動性を示すために頻繁かつ重要な売却が発生する流動性ポートフォリオは、償却原価測定の要求事項は満たさないが、FVTOCI 分類となりうる。

事業モデルの分析

銀行は、「契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有する」目的なのか、「回収および売却の両方のために保有する」のかを決定するために、自社の事業モデルを識別する必要がある。これは、場合によっては重要な判断が要求され、適用の早い段階で取り組む必要がある。特に、銀行が FVTOCI の分類要求を満たした資産を FVTPL に指定しようとする場合、適用開始日から指定しなければならぬ(すなわち、適用開始日後に資産が FVTOCI 要件を満たしたものと識別された場合であっても、公正価値オプションを使用することはできない)。

FVTOCI と AFS

FVTOCI は残余のカテゴリーではないので(代わりに FVTPL が残余のカテゴリーである)、FVTOCI 分類は IAS 第 39 号における売却可能 (AFS) 分類とは異なる。最も重要なことは、減損の測定の際に予想損失が適用されることである。

AFS 分類は、例えば流動性ポートフォリオに対してなど、銀行で広く使用されており、この異なる取り扱いによる影響は、考慮される必要がある。

新しい予想信用損失減損モデル

範囲の拡大

IFRS 第 9 号は、IAS 第 39 号における発生損失モデルを置き換える新しい予想信用損失減損モデルを導入している。

以下の場合に適用される。

- 償却原価または FVTOCI で測定される負債性金融商品
- IFRS 第 9 号が適用される、発行されたローン・コミットメントお

および金融保証契約 (FVTPL で測定されるものを除く)

- IAS 第 17 号「リース」の範囲に含まれるリース債権
- IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる契約資産(すなわち、企業が顧客に移転した財またはサービスに伴う対価への権利(当該権利が時の経過以外の何か(例えば、企業の将来の履行)を条件としている場合))

IAS 第 39 号の範囲との主な違いは、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債および偶発資産」ではなく、IFRS 第 9 号に基づいて特定のローン・コミットメントおよび金融保証契約の減損が評価されることである。これは、ローン・コミットメントおよび金融保証契約が類似しており、また貸付の潜在的な資金引出し(drawdown)における信用損失の予測は、今回、それが資金引出しした場合と同じ方法で測定されることになる点で理にかなっている。

単一モデル

さらに、単一モデルアプローチは償却原価で測定される負債性金融商品と、FVTOCI で測定される負債性金融商品の両方が、貸借対照表において異なる測定基礎であるにも関わらず、同じ貸倒損失引当金となることになる。これは、類似の資産を有するが、償却原価と FVTOCI との間で異なる分類をしている銀行間で、貸倒損失がより比較可能となる結果になる。

初日の引当金

貸倒損失評価引当金は、次の 2 つの方法のうちの 1 つを用いて測定する²。

- 12ヶ月の予想信用損失
- 全期間の予想信用損失

一般的に、金融資産の当初認識時には、12 か月の予想信用損失を認識する。それゆえ、銀行が償却原価または FVTOCI で測定する、貸付金または負債証券を組成または購入した場合、純損益への借方認識とともに初日の引当金が認識される。初日の引当は、認識を中止する貸付金よりも認識する貸付金の方が多いために、貸付残高が増加傾向にある銀行の業績において、全体的な貸倒損失評価引当金が増加し(他の全ては同額である)、より重要な影響を与える。この純損益への影響は、銀行によっては、純資産の減少の影響と同様に、評価する必要がある(例えば、規制上の自己資本へ波及する結果、貸付商品の価格設定および利害関係者へのメッセージ)。

信用リスクの変動のモニタリング

信用リスクの著しい増大がある場合、損失引当金は、12ヶ月の予想損失引当金から全期間の予想信用損失に移行する。この新しい、より早い減損損失認識のトリガーは、企業が、いつ信用リスクの著しい増大があるかを識別するための適切なシステムとプロセスを設定しなければならないことを意味する。これは、モデルの範囲となる

² IAS 第 39 号での取扱いと同様に、予想信用損失が、(信用調整後の)実効金利が派生する期待キャッシュ・フローの中に組み込まれた、購入された信用減損資産を除く。

項目の信用リスクに関するデータおよび情報の利用可能性の評価、および、エクスポージャーの初めから信用リスクが著しく増加した場合を識別するために、当該データおよび情報にどのように追跡することができるかについての検討を必要とする。

査一着陸の準備、は以下で確認できる。

<http://www.iasplus.com/en/publications/global/surveys/fourth-global-ifs-banking-survey>

予想損失の測定

損失引当金は、過大なコストや労力なしに合理的に利用可能な、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な予測についての情報に基づいて、実効利率(またはその近似値)により割り引いた、確率加重を基礎として測定される。この貸倒損失引当金の測定値は、IAS 第 39 号においては使用されていなかったデータと情報の使用を再度要求する。

信用リスクのモニタリングに使用するデータのように、必要な情報の多くは銀行内部に存在しうるが、それらのデータは会計目的で使用されていないために(むしろ、それらのデータは信用リスク管理や規制当局への報告に使用されているかもしれない)、正確性や信頼性が課題となりうる。

透明性

本モデルを適用するために必要とされる多くの判断および仮定を考慮して、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」は会計に伴って生じる広範囲な開示を要求する。これらの開示は、モデル適用に関する透明性を提供しており、同業の銀行の引当金を比較し、年々の変化を特定するために使用される可能性がある。したがって、これら開示強化のメッセージにより、事前の検討が必要とされるであろう。

移行措置

IFRS 第 9 号を初めて適用する場合、分類および測定、ならびに減損の要求事項は遡及的に適用される。ただし、過年度を修正再表示しない選択肢が提供されている。

比較情報の修正再表示に関する例外に加えて、初めて適用する時に、信用リスクが当初認識時から著しく増大しているかどうかの決定が、過大なコストや労力を要する場合には、当該金融商品の認識を中止するまで、(信用リスクが報告日に「低い」場合を除く)全期間の予想損失引当金が認識される。これにより、当初認識と比較する相対的測定ではなく、報告日の信用リスクの絶対的測定が、全期間予想損失の認識を決定することになる。このアプローチの銀行にとっての実務的便益と、移行日に高い引当金を認識することになる結果、および将来の期間において、並行して 2 つの減損アプローチを採用する負担とを比較検討しなければならないであろう。

追加の情報

IFRS 第 9 号の要求事項に関するより詳細な情報は、銀行に対する影響を議論するビデオインタビューに加えて、デロイトが発行する IFRS in Focus で確認できる([www.iasplus.com /](http://www.iasplus.com/) <http://www.tohmatsu.com/ifrs>)。

これらの会計上の変更に対する 54 の主要な銀行グループの現在の見解を集めた、デロイトの 4 回目のグローバル金融機関 IFRS 調

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそれらの関係会社（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む）の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家（公認会計士、税理士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence” となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。